

# 関西|労災|職業病

関西労働者安全センター

2020. 3.10発行〈通巻第508号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201  
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278  
郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284  
E-mail : info@koshc.jp  
ホームページ : http://koshc.jp/



必須!!高齢労働者の安全衛生対策 厚労省有識者会議が報告書 .....	2
安全のきいわあど その33 災害発生原因の4M .....	9
日韓「働き方改革」フォーラムに参加 .....	10
死ぬまで元気です vol.22 右田孝雄 .....	13
韓国からのニュース .....	14
前線から .....	17

関西労働者安全センター第40回総会開催/大阪  
元建設労働者の給付基礎日額 特別加入で低額に/三重

1月の新聞記事から/19  
表紙/総会記念講演「新たな外国人労働者受入」早崎直美さん  
(2月27日:本文17P)

'203

---

---

# 必須!! 高年齢労働者の安全衛生対策 厚労省有識者会議が報告書

ロコモティブシンドロームという言葉がある。歳をとるとともに骨、関節、筋肉といった運動器の衰えが原因で「立つ」「歩く」といった機能が低下している状態のことだ。2007年に日本整形外科学会が、人類が未だ経験したことのない超高齢社会・日本の将来を見据えて提唱した概念だという。

高年齢になって生じる機能の衰えを若いころから認識し、できる限り健康上の問題がない状態で日常生活が送れる健康寿命を延ばそうというのが「ロコモ」提唱の意図だ。人口における高年齢者の割合が増えるにつれ、職場で働き続ける高年齢労働者も増える。運動器の衰えが前提の高年齢の労働者が、職場でより多数を占めてくると、それが原因となる労働災害が増えるのは予想がつく話だ。つまり健康寿命を延ばすという課題は、高年齢者が職場で労働者として働き続けることと大いにリンクすることでもある。

そのためには高齢者が安心して安全に働ける職場環境作りや、労働者の身体機能向上のための健康づくりがこれまで以上に重要な課題となってくる。

厚生労働省は昨年8月に「人生100年時代に向けた高年齢労働者の安全と健康に

関する有識者会議」を設置、働く高年齢労働者の安全と健康に関して幅広く検討を行い、事業者と労働者に求められる取り組み事項や、国および関係団体などが取り組むべき事項を取りまとめた報告書をこの1月17日に公表した。

報告書では、高齢労働者をめぐる状況を分析したのち、国が策定するガイドラインに盛り込むべき事項として「高齢者が働きやすい職場環境の実現のために」と題した具体的な取り組みを提言するものとなっている。ここではまず現状分析部分を紹介し、「ガイドラインに盛り込むべき事項」とされた具体的な項目についてふれる。

## 高齢労働者の労働災害が増えている

我が国では少子高齢化が進展しており、15～64歳人口は1955年をピークに減少し続けている。2018年10月1日現在で、総人口に占める割合は59.7%と過去最低の水準となっている。一方で65歳以上の人口割合は、28.1%となっていて、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、この後も増加を続け、2065年には40%近くに上ると推計されている(図1「報告書より」)。

図1：日本の人口の推移

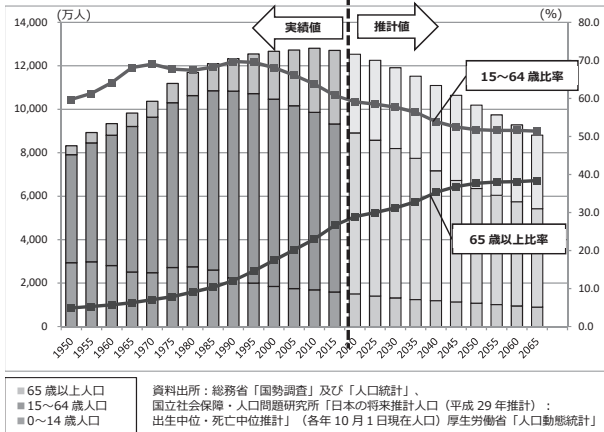


図2 年齢別・男女別に見た労働災害の発生率（平成30年）

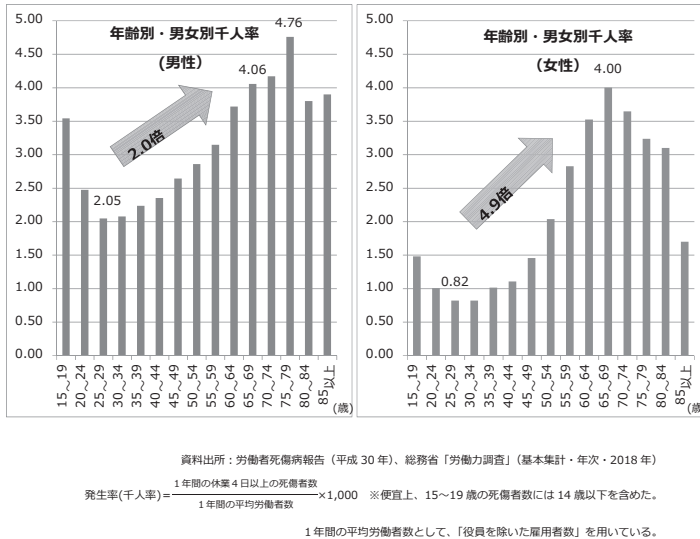
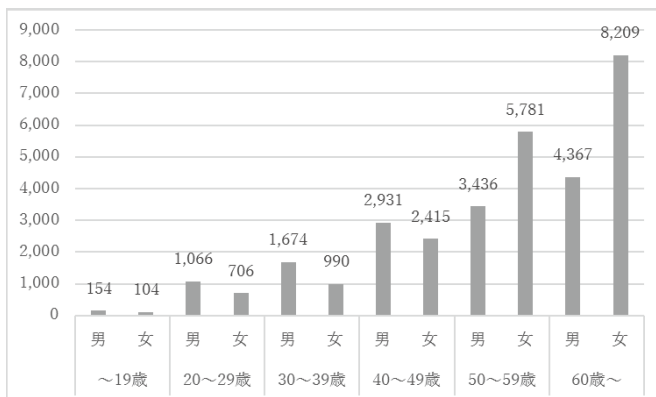


図3 転倒災害被災者の性別・年齢別比較



こうした社会全体の高齢化が進む中で、職場においても高年齢労働者の労働災害は明らかに増加している。

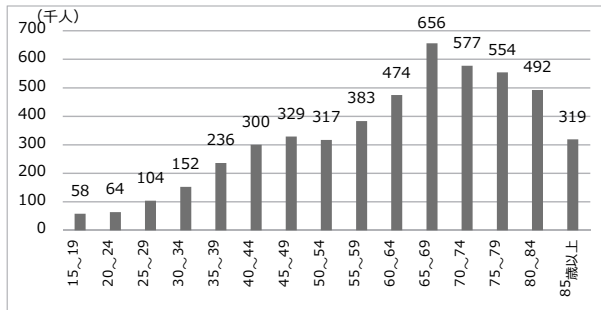
労働者死傷病報告による休業4日以上の死傷者数のうち、60歳以上の労働者が占める割合は近年顕著にのびている。2018年では26.1%となっていて、2008年の18.0%から8.1ポイントも増加している。

高年齢労働者の数自体が増えているから当たり前のようにも見えるが、

労働者千人当たりの災害件数（千人率）をみても、あきらかに高齢者の発生率が高い。年齢階層別でみると、男女とも25～29歳で最小となり、以降5歳刻みではっきりと増加し、60歳を過ぎるとその割合が激しくなる。男性では75～79歳が抜きんできて多く、女性の場合は、55歳を過ぎてからの増加が激しく、60～64歳で男性とほとんど並んでしまう。25～29歳と65～69歳を比べてみると、男性で2.0倍、女性では実に4.9倍と高くなっている。（図2「報告書より」）

休業4日以上死傷災害を事故の型別で調べると、「転倒」が25%と最も多い。これをさらに性別、年齢階層別で分析してみると、男女とも高齢になるほど多いのは明らか

図4 腰が痛いと訴える人数



資料出所：平成28年国民生活基礎調査  
 ※熊本県を除いたもの。  
 ※上記の人数には、入院者は含まない。

かで、なかでも高齢の女性の転倒が際立って多く、60歳以上の女性が全体の25.7%を占めている（図3『平成30年労働災害発生状況の分析等』より）。

また、職業性疾病の7割を占める災害性腰痛に関連して、「腰が痛いと訴える人数」を調べてみると、年齢を追うごとに多くなり65歳から69歳までが最も多くなっている（図4「報告書より」）。

### 必要な高齢者が働きやすい職場作り

このような状況に対して報告書は、課題と方向性について、①現業部門とともに、管理・事務部門の安全衛生対策の重要性、②業種の転換で不慣れな高齢者が多くなることに留意、③高齢者特有の特徴や課題に対応することの重要性、④事業者による労働者の体力や健康の維持改善の取組促進であるとまとめる。

そのうえで、「高齢者が働きやすい職場環境の実現のために（ガイドラインに盛り込むべき事項）」と題して具体的な取り組みを提唱する。

事業者に求められる事項の最初に①全般

的事項として、経営トップの方針表明・体制整備、リスクアセスメントの実施をあげる。そして②以下の取り組みの推進へとつなげる。②の「職場環境の改善」はハード面とソフト面に分けて具体的な例をあげている。

設備・装置の導入などの改善について具体的に例示した事項は次のとおり。

#### <共通的な事項>

- ・視力や暗順応への配慮として通路を含めた作業場所の照度の確保、照度が極端に変化する場所や作業の解消
- ・通路の段差の解消
- ・やむをえない段差など危険個所への安全標識等の掲示
- ・床や通路の滑り防止（防滑素材（床材、階段用シート）の採用、滑りにくい靴の支給、滑りの原因となる水分・油分のこまめな清掃）
- ・階段への手すりの設置
- ・保護具等の着用の徹底

#### <危険を知らせるための視聴覚に関する対応>

- ・背景騒音の低減と、警報音等の聞き取りへの工夫（聞き取りやすい中低音域、指向性確保など）
- ・有効視野を考慮した警告・注意機器（パトライト等）の採用

#### <暑熱な環境への対応>

- ・涼しい休憩場所の整備
- ・体温を下げるための機能のある服などの支給
- ・熱中症の初期症状を把握できる小型携帯

- 機器（ウェアラブルセンサー）の利用
- ＜重量物取扱いへの対応＞
- ・リフト機器等の導入による人力取扱重量の抑制
  - ・不自然な作業姿勢を解消するための作業台や配置の改善
  - ・身体機能を補助する機器（パワーアシストスーツ等）の導入
- ＜介護作業等への対応＞
- ・リフト機器、スライディングシート等の導入による抱え上げ作業の抑制
  - ・労働者の腰部負担を軽減するための移乗支援機器等の活用
- 次に高齢者の特性を考慮した作業管理などソフト面の具体的な例示は次のとおり。
- ＜共通的な事項＞
- ・勤務形態、勤務時間（短時間勤務、隔日勤務、交代制勤務など）の工夫
  - ・働く高齢者の身体特性を踏まえた作業マニュアルの策定（ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢など）
  - ・注意力、集中力を必要とする作業についての作業時間の考慮
  - ・同時進行の作業や優先順位の判断が伴うような作業に係る負担の考慮
  - ・腰部に過度の負担がかかる作業に対する作業方法の改善、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用
- ＜暑熱作業への対応＞
- ・脱水症状を生じないよう意識的な水分補給と、発汗作用の確認
  - ・体調不良時は速やかに申し出ることについての日常的な指導
  - ・症状に応じて必要な場合、速やかに医療

- 機関を受診させ、又は搬送する対応
- ・作業強度や作業時間の決定に先立つ持病の有無や健康診断結果の考慮
- なお、作業内容面の改善事例については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）のホームページの参照をすすめている。

### 体力チェックを活かした労働者の気付きと職場改善

③の「働く高齢者の健康や体力の状況の把握」では、健康診断に加えて、体力チェックによる状況の把握を挙げる。

具体的な方法として、労働者の気付きを促すため、介護予防の取組で行われる加齢による心身の衰え（フレイル）のチェック項目を活用したり、厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等の利用をあげている。

- その際、次の点を考慮すべきとしている。
- ・判定基準を設けることは必須ではなく、体力チェックを働く高齢者の気付きにつなげるとともに、業務を遂行する上で考慮すべきことを検討する際に活用することが考えられる。
  - ・安全作業に必要な体力の水準に満たない場合は、職場環境の改善に取り組むとともに、労働者が体力向上に努める必要がある。
  - ・対象となる労働者から理解が得られるよう時間をかけて体力チェックの目的を説明し、実施方針を策定する。また運用の途中で実施方針を適宜見直す。

## 体力に応じて必要な適材適所

④の「働く高齢者の健康や体力の状況に応じた対応」では、働く高齢者の状況に応じた業務の提供として、職場における一定の働き方のルール作り、個人差に応じて、安全・健康の点で適合する業務を提供するよう努めるとしている。その際の留意点は次のとおり。

- ・脳・心臓疾患が業務中に起こる確率は、加齢にしたがって段々と増えていく。
- ・危険有害作業に伴うリスクの高い製造業などの労働環境と、第三次産業などの労働環境とでは、必要とされる身体機能等に違いがある。例えば、車両の運転等に当たっては、運転適性の確認を行うことなどがある。
- ・業種によって労働時間の状況や心身にかかる負荷が異なり、また、業界特有の就労環境に起因する労働災害もある。
- ・何らかの病気を抱えながらも働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立。
- ・複数の労働者で業務を分けあう、いわゆるワークシェアリングを行うことにより、働く高齢者自身の状況やニーズに対応することも考えられる。

⑤の「安全衛生教育」では、雇入れ時、法定の技能講習や特別教育などを徹底する以外に、身体機能の低下と労働災害リスクの関連への自覚、体力維持や生活習慣の改善の必要性などについて計画的な安全衛生教育の実施を求めている。

また高齢者に多い転倒災害は、何もなさそうな場所で発生しており、安全標識や危険個所の掲示に留意するとともに、働く高齢者に対しわずかな段差等の周りの環境にも常に注意を払う必要があることについても、あらためてふれている。

## 多様な就業形態、不安定雇用 応じた安全対策は地域から

「国や関係団体による支援」では、産業医など産業保健スタッフによる支援以外に、小規模事業場対策として地域産業保健センターによるサービス提供を挙げる。さらに小規模事業場については、働く高齢者を多く雇用し、高齢者向け安全衛生対策の効果が確立しているなど一定の要件を満たせば助成による支援を行うことが必要とされている。

高齢者が定年退職や継続雇用が終了する段階などライフステージの節目で、短時間労働やシルバー人材センターでの雇用によらない就労など、様々な働き方での就業の場に移る場合が多くなっている。また、雇用であっても不安定な就労形態で働かざるを得ない高齢者も少なくない。こうした状況に対応するためには職場の状況を捕捉できる地域での取り組みが求められるところだ。そういう意味ではこの報告書ではふれることができていない、地域ごとの経営者団体や地方自治体、労働行政の連携した具体的な取り組みも必要となるだろう。

今後示されるガイドラインと、進められている対策に大いに注目したい。

人生 100 年時代に向けた高年齢労働者の  
安全と健康に関する有識者会議報告書  
2020 年 1 月 17 日  
厚生労働省発表

「人生 100 年時代に向けた高年齢労働者の安全と健康に関する有識者会議」の報告書を公表します  
～エイジフレンドリーな職場の実現に向けて～

厚生労働省の「人生 100 年時代に向けた高年齢労働者の安全と健康に関する有識者会議」（座長：城内博 日本大学理工学部特任教授）では、このたび、高齢者が安全で健康に働ける職場の実現に向けて取り組むべき事項に関する報告書を取りまとめましたので、公表します。

人生 100 年時代を迎え、高齢者から若者まですべての人が元気に活躍でき、安心して暮らせる社会づくりが必要とされています。今後、60 歳以上の雇用が一層進むものと予測される中、労働災害による休業 4 日以上死傷者のうち、60 歳以上の労働者の占める割合は 26%（平成 30 年）で増加傾向にあります。こうした状況を踏まえ、この有識者会議は、高年齢労働者の安全と健康に関して幅広く検討するため、令和元年 8 月から同年 12 月までに 5 回にわたり開催したものです。

有識者会議では、「経済財政運営と改革の基本方針 2019～「令和」新時代：「Society5.0」への挑戦～」(令和元年 6 月 21 日閣議決定)で「サービス業で増加している高齢者の労働災害を防止するための取組を推進する」とされていることなどを踏まえ、高齢者の身体機能から長期的な推移や壮年者との比較からわかる特性を整理するとともに、年齢、性別、経験期間が労働災害の発生率に与える影響について分析するほか、高齢者の安全衛生対策に積極的に取り組んでいる企業などの担当者や関連分野の有識者へのヒアリングを実施した上で、働く高齢者の安全と健康に関して幅広く検討を行い、事業者と労働者に求められる取り組み事項や、国および関係団体などが取り組むべき

事項を取りまとめました。

厚生労働省はこの報告書を踏まえ、今年度中に高年齢労働者の安全と健康の確保に関するガイドラインを策定し、次年度に向けてその普及促進を図っていきます。併せて、令和 2 年度からは、ガイドラインに沿って高齢者の安全・健康の確保に取り組む中小企業への助成（競争的補助金）を実施する予定です。

■報告書のポイントと項目

○今後に向けた課題と対応の方向性

働く高齢者についても就業構造のサービス化、ホワイトカラー化が進展していく中で、様々な現業部門の安全衛生対策とともに、管理・事務部門の対策も重要

経験のない異なる業種、業務に転換（キャリアチェンジ）して就労し、業務に不慣れな高齢者が多くなることに留意

働く高齢者に特有の特徴や課題に対応していくことが重要。その際、フレイルやロコモティブシンドロームといった高齢期に現れてくる特徴も考慮が必要。その他、病気の治療と仕事の両立支援の視点を取り入れることも必要

働く高齢者に体力や健康状態が低下するという課題があるとしても、労働者が体力や健康の維持改善に努め、事業者が取組を進めることで、安心して安全に働くことが可能

○高齢者が働きやすい職場環境の実現のために（ガイドラインに盛り込むべき事項）

高齢者が働きやすい職場環境を実現するため、労使の取組を促進するためのガイドラインを取りまとめることが適当

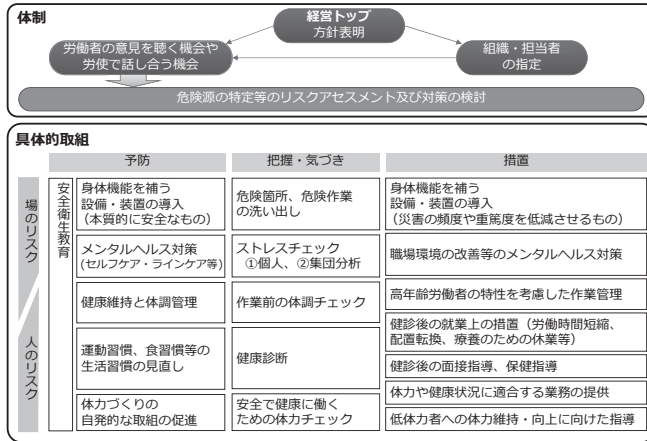
各事業者においてガイドラインを参考として、事業場の実情に応じた実施可能な取組を進めるよう期待

(1) 事業者に求められる事項

① 全般的事項

経営トップによる方針表明・体制整備や危険

事業場における安全衛生管理の基本的体制及び具体的取組



別紙

高齢者個人ごとの健康や体力の状況を踏まえて状況に応じた業務の提供

⑤安全衛生教育

経験のない業種、業務に従事する高齢者に対し、特に丁寧な教育訓練

(2) 労働者に求められる事項

自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組む

○国、関係団体等による支援  
ガイドラインの普及に向けた広報

源の特定等のリスクアセスメントの実施

②職場環境の改善

身体機能の低下を補う設備・装置の導入等(主としてハード面) や働く高齢者の特性を考慮した作業管理等(主としてソフト面) の改善

③働く高齢者の健康や体力の状況の把握

健康診断や体力チェックの実施による働く高齢者の健康状態の把握等

④働く高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

や、個別事業場に対するコンサルティング、中小事業場における取組の支援(助成金等)

○地域で取り組まれている健康づくりや健康保険の保険者との連携

生涯を通じた継続的かつ包括的な保健事業を展開するため職域保健と地域保健の連携を推進(地域・職域連携推進協議会)



中皮腫ポータルサイト  
みぎくりハウス

<https://asbesto.jp/>



**中皮腫患者による、中皮腫患者のための情報発信、交流の場！！**

お問い合わせは、**0120-310-279** 中皮腫サポートキャラバン隊



# 安全の きいわあと

## その 33：災害発生原因の 4 M

作業中におきる災害の背景には様々な要素が存在する。それらの要素を 4 つに分けて考える手法が 4 M (Man、Machine、Media、Management) と呼ばれる手法だ。

米国の国家運輸安全委員会 (National Transportation Safety Board、NTSB) が輸送に関連する事故を調査し、原因を究明するための指針で示した事故分析手法で、災害にかかわりのあったあらゆる事項を時系列に洗い出し、それらが 4 つの M のどれに該当するかを検討し、問題点を明らかにして対策を検討する。

Man (人間的要因) は、①心理的原因として他の事柄に気付かず前後に見境もなく行動する場面行動、忘却、考えごと (悩みごと)、無意識行動、危険感覚、近道反応、省略行為、憶測判断、錯誤など、②生理的原因として疲労、睡眠不足、身体機能、アルコール、疾病、加齢、③職場的原因として職場の人間関係、リーダーシップ、チームワーク、コミュニケーションなどがあげられる。

Machine (設備的要因) は、①機械・設備の設計上の欠陥、②危険防護の不良、③本質安全化の不足 (人間工学的配慮の不

足)、④標準化の不足、⑤点検整備の不足など。

Media (作業的要因) は、①作業情報の不適切、②作業姿勢、作業動作の欠陥、③作業方法の不適切、④作業空間の不良、⑤作業環境条件の不良など。

Management (管理的要因) は、①管理組織の欠陥、②規程・マニュアル不備、不徹底、③安全管理計画の不良、④教育訓練不足、⑤部下に対する監督・指導不足、⑥適正配置不十分、⑦健康管理不足など。

調査で判明した基本原因となる事項をこれらに分類し、そこから直接原因との関わり合い、異常の出現から災害への発展経路を明らかにすることができる。

ただ整理もせずに原因を追究して、災害発生の原因は被災者本人にあるなどと、ただ人間的要因だけに原因を押し付けて、改善へとつながらないというようなことを防ぐことができる。災害の根本原因を探り出し、対策へつなげていく。

NTSB は、独立した強い権限を持ち、航空事故 12 万 4000 件以上をはじめ鉄道事故、高速道路事故など多くの調査を行い、再発防止のための勧告等を行っている。

労災事故が起ってしまった職場での取り組みの際に、知っておきたい原則だ。



# 日韓「働き方改革」フォーラムに参加

2019年12月14日(土) 龍谷大学和顔館 B 201

事務局 中村 猛

## プロローグ

「日韓『働き方改革』フォーラム」への参加要請をメールで何度か受けたが、内容を見て引いてしまった。

まず、参加メンバー。開会の挨拶は西谷敏大阪市立大学名誉教授、ペ・ギョンシク韓国労働研究院長。各セッションでの日本側の報告者は、第1セッション「日韓『働き方改革』の実態と問題点」は、上西充子法政大学教授、熊沢誠甲南大学名誉教授。第2セッション「公共部門の労働問題」は、上林陽治地方自治総合研究所研究員、安周永龍谷大学准教授。第3セッション「企業別労働組合を超えて」は、但馬けい子ケアワーカーズユニオン書記長、座長は伊藤大一大阪経済大学教授。第4セッション「労働法制から見た労働時間問題」は、和田肇名古屋大学名誉教授。コメンテーターは中村和雄弁護士。閉会挨拶は和田肇名誉教授と韓国のイ・ビョンフン中央大学校教授。韓国側からの参加者もそうそうたる一流の研究者たちである。

このメンバーで、土曜日の朝の9時半から18時まで、途中50分の昼食休憩を挟んでびっしりの日程で、閉会の後は懇親会まで付いている。

「今どきこんな、流行らんやろう」と思いつきながら、一応、何人かのなかまに「こんなあるけど、行く？」と声をかけた。申し込み締め切りのギリギリまで悩んで、他人に声をかけた手前もあるし、「行くか」と決めた。韓国からの参加者の中に、韓国労働研究院の李正熙（イ・ジョンヒ）さんがいたのが背中を押してくれた。彼女は全日建生コン支部と

韓国の建設労組とが交流を始めた時に、日本に来てくれたときからの友人である。

私にこのフォーラムへの参加を熱心に呼びかけてくれた関西学院大学の横田信子教授が翻訳された文章と一緒に紹介する。

## 「働き方改革」は、労働政策か労働条件か

働き方改革というからには、労働者が働く環境全体に関する改革であるはずなのに、日韓両国とも、焦点が労働時間に集中されているようだ。だいたい働き方を法律で改革しようなんてこと自体が、労働の現場を理解していないのでは？議論の前に現場はとっくに改革されている。法律は後からこの現実を規制する以上のものではない。

この間の日韓の議論の流れを見ていると、日本側が政府の「労働政策」の一環としての労働時間を議論しているのに較べて、韓国側は、「労働条件」の一つである労働時間に対して、労使がしのぎを削って闘っているように見える。日韓の労働組合、特にナショナルセンターの在り方の違いが顕著に表れているようだ。

韓国の場合は2大ナショナルセンターの一つ、韓国労総が政府との対話を通じて労働時間の短縮を実現しようとしているのに対して、他の一つの民主労総は職場での闘いを重視しながら実現しようとしているようである。

## 文政権の労働政策を批判

韓国では朴槿恵（パク・クネ）前大統領が市民の「キャンドル革命」によって退陣に追い込まれ2017年5月に文在寅（ムン・ジェイン）政権が誕生した。政権は100項目の

---

---

解決すべき課題の中で、公共部門での雇用創出や労働者の権利保護を推進する「労働尊重社会の実現」を打ち出した。

韓国・中央大学のイ・ビョンフン教授は「韓国史上初めて、国民を前面に掲げた労働政策が扱われ、期待が高まった。翌年6月の地方選挙では与党が圧勝し、さらに労働中心の政策が進むと思われたが、前年比で失業率が悪化。保守や経済界からは低調な雇用実績に攻撃が集中した」と振り返った。

この時期を境に、政権は「変質した」という。政権を支持してきた民主労総は、労働政策分野の公約69項目のうち、履行されたのは7項目で、35項目は未履行や改悪だと厳しく評価する。「一発勝負的なポピュリズム政策」だったとの批判もある。日本でも知られる文在寅大統領の選挙公約の「2020年に最低賃金1万ウォン」は、1年目は16.4%の引き上げ率だったが、2年目は10.9%。目標の20年は2.87%に急落し、結局8590ウォンに止まった。

イ・ビョンフン教授は「政権初期は民主労総や労働者階層代表との協力関係が非常に上手くいった。しかし、短期間に政策を進めたことで、関係は悪化し、労組や国民の反発を招いた。財界寄りの方向へ舵を切ってしまう、政策は後退している」と分析する。政策が適切だったとしても、実行能力が伴わなかったことを教訓とし、残りの任期での挽回を期待すると述べた。

チョ・ソンジュ前ソウル市労働協力官は「(労働政策は)率直に言って、大統領府のパフォーマンス的な側面がある。実現には立法、司法、市民社会との同意に基づいて進めなければならない。政策の実現には、速度よりも丁寧な運営が必要だ」と語った。

その上で「200万人を擁する労組が政権の

公約実行を共に進めるべきだが、社会的対話が足りず、責任を果たせなかった」と述べ、労働運動や組合に対しても冷静な評価を求めた。

### 社会運動への挑戦始まる

韓国では近年、労働問題を広義な社会問題として捉えて市民に提起し、社会を変革する社会運動ユニオニズムも台頭してきている。

チョ・ソンジュ前ソウル市労働協力官は、女性や高齢者など「脆弱な労働者」の中でも若年層に着目し、青年ユニオンの事例を報告した。韓国の青年ユニオンは日本の地域労組などをモデルに2010年に結成された。

ケーブルテレビ局で働く青年が、劣悪な労働環境によって自死したという相談がユニオンに持ち込まれた。相手企業は、食品製造などを手掛ける大手のCJグループだ。「職場には民主労総の組合もあるが、上司のディレクターも組合員のため、解決できなかった。1年近くかけて証拠を集め、市民団体と共同対策委員会を作り、17年に問題提起した。会社経営陣は遺族に謝罪し、防止策を約束した」と成果を述べた。

ユニオンと共同対策委員会はその後、ソウル市と共同で故人の名前を冠した「ハンビッ・メディア人権センター」を放送局の多いエリアに開設すると、多くの情報が持ち込まれた。チョさんは「労働環境を監視し、最低限の協定を結ぶなど、産業内のルールを作る活動を担った」と運動の発展を評価した。

釜山国際映画祭をはじめとする数十の映画祭で、大規模な賃金未払いの横行も発覚。事件は国会でも取り上げられ、雇用労働部の特別労働官を動かした。

これまで労働者とみなされていなかったフリーランスの放送作家やパン職人、大手IT

---

---

企業の開発者などが権利を主張し、労働組合を結成する流れも起きた。世界的に急速な広まりを見せているネットアプリを使った配達員もライダーユニオンを結成し、「猛暑手当」を要求している。

チョ・ソングジュさんは「使用者が特定されていない業種が増え、法制度の整理のためにも議論が必要だ。脆弱労働者は新たに増えていく。積極的な運動が必要であり、とりわけセーフティーネットづくりが緊急の問題」と指摘した。将来は政府、市民との社会的対話を経て産別の労働協約に発展させたいという。

その上で、青年が労働者であると自認し、組合を通じて権利を勝ち取るプロセスに可能性があると強調した。「企業別組合が多いが、同じ産業や職業全体のためだというメッセージを発信することで、労働運動への市民の賛同を得られる。新しい流れだ」と胸を張った。

### 国会パブリックビューイング

「働き方改革」を議論する場にも拘わらず、一日中びっしり、息つく間もなく続いた会議の中で、私が興味をそそられたのは、法政大学の上西充子教授の、「働き方改革の国会審議を振り返って」の中の「国会審議の解説付き街頭上映『国会パブリックビューイング』」だった。いわゆる「国会答弁」とか「官僚発言」とか、とかくクソ面白くもない討論の代表格とされる国会でのやりとりを、解りやすい解説を付けて『国会パブリックビューイング』として、新橋のSL広場で上映したというのである。

またこの上映方法が実にユニークだった。予告なしでいきなり大画面を設置して、ひたすら映像を流し続けたということだ。一人、二人と見る人が現れて、そのうちかなりの人だけになったということだ。

既成のやり方では、活動家らしき人がマイクを持って、いかに政府の「働き方改革」「外国人の雇用を増やす政策」がいい加減なものか、大演説をぶち上げながらやるところだが、そんなことでは一般市民の関心を集められないのは、今までに何度も経験してきたところである。

このひたすら映像を流し続けるという方法は、聞いているだけで面白そうで、上西充子教授のファンになりそうだった。

『国会パブリックビューイング』をご覧になることをお勧めする。

### 金かかってるやろな

会場には労働組合員の姿がほとんど見られない。私の周りには全日建関西西生コンの組合員と全港湾大阪支部の組合員がいる。「なかまユニオン」「全交」なのか？の顔がたくさん見える。韓国からは雇用労働部傘下の韓国労働研究院の若い職員 20 人程が参加している。非正規センターの労務士も一緒にいた。総数 120 人ほどだろうか。会場は大きなホールで、音響も、椅子の座りごごちも、同時通訳も申し分ない。通訳は 3 人交代で、日韓の学者が自分の研究分野について次々に話す内容を、淀みなく訳していく。さすが、これだけのメンバーを揃えた国際フォーラムだと感心する。

通訳の無線機のリース代と同時通訳者が 3 人。この費用だけで 50 万円。聞けば、韓国からの参加者 20 人ほどは、前日は東京に入って、関東地区の地域ユニオンと交流をして、朝の新幹線で京都に来たという。今まで何度も韓国からのゲストを呼んだ経験から「金かかってるやろな？このどこから出てるんやろ？」ととんでもないところに興味がいってしまったフォーラムだった。

# 死ぬまで元気です

## Vol.22 右田 孝雄



皆さま、お元気ですか？私はおかげさまで相変わらず元気にあちこち飛び回っています。「中皮腫サポートキャラバン隊」も今年に入ってから新しいことも始めました。実は、兵庫医科大学病院で毎月第3火曜日に「中皮腫サロン」を開催することになりました。既に2度、「中皮腫サロン in 兵庫医科大学」を開催しました。

初回は1月21日に開催しました。チラシを制作して兵庫医科大学の中皮腫センターへ配備したり、掲示板へ貼ったり、「みぎくりハウス」や私のブログで宣伝しました。その結果、初回にも拘らず中皮腫患者さんが9名、ご家族が14名参加してくださいました。以前からキャラバン隊として一緒に活動してくれている方、以前相談に来られた方、また今回初めて来られた方など情報が欲しい方、問題を抱えている方など多数の方々にお集まりいただきました。

当大学病院の長谷川誠紀先生、木島貴志先生も見学に訪れましたが、患者さんやご家族の質問にいつしか一緒に参加し話されていました。初回は人数が多かったので患者、家族にそれぞれ分かれて同じ立場同士で悩みが話し合われました。患者さん9人のうち手術された方が4人いましたが、4人とも再発された方でした。たまたまでしょうが、これから手術をしようとする患者さんのご家族が一組いたので、患者と家族を分けていて良かったとこの時は胸を撫でおろしました。サロンは

時間が足りないくらい一つの悩みに皆さんがそれぞれ意見を出し合いました。終了した時は皆さん大変喜んで顔には笑みを浮かべて帰られました。まとめ役として大変でしたが、やって良かったと実感できました。

そして第二回「中皮腫サロン in 兵庫医科大学」は2月18日に開催いたしました。この日は患者7名、家族7名の参加でした。今回初めて来られた患者さんは3名いました。皆さんと一緒にそれぞれの悩みを打ち明けていただき、それに皆さんの意見や体験談を聞くという方式で行いました。初めて来られた患者さんは皆さん治療が始まった方ばかりでした。その中の一人が「治療以外に自宅どのようなことを心掛けたりしているか」との質問に、前回も来られた女性の患者さんが、お風呂で身体を温める大切さと食事の大切さを伝えられていました。私も国際腹膜播種学会で米村豊先生が発表された文献に掲載されていた温熱療法の原理の中で「体内を43度以上にすると30分でがん細胞が死滅していき、50度だと数分で、60度だと数秒で死滅する」と書いていたことを話しました。他にもオプジーボの副作用などには注意が必要だとか医師が言ったことなどについて話されていました。

この日も時間ギリギリまで有意義に意見交換し、皆さん満足顔で帰られました。これからも月一ですが、続けていきたいと思えます。

# 韓国からの ニュース

## ■仕事で肺がんにかかった環境美化労働者4人に産災認定

公団は先月、順天市庁(2人)・咸平郡庁・大田中区庁で環境美化員として働き、肺がんにかかった4人の疾病を業務上災害と認定した。いずれも10年以上、長くは24年も働いた人がいた。

公団は、これらが肺がんの発がん物質であるディーゼルエンジン燃焼物質に長期間ばく露し、硝子ケイ酸や石綿に間接的にばく露した事実を認めた。一緒に申請をした一人は、勤務期間が短く、保留された。承認されるまでに2人が亡くなっている。

1988年から2012年までの24年間、順天市庁の環境美化員として働いたSさんは「清掃車の後にぶらさがって乗って、媒煙をものすごく吸い込んだ」、「素手でスレートや煉炭灰を積んでいた」と話した。

政府は業務中の事故で怪我をしたり亡くなる環境美化員が少なくないとして、2018年に「環境美化員労働環境改善法」を、昨年は「環境美化員の作業安全指針」を出した。

一部の地方自治体は環境美化員の筋骨格系に負担を与える従量袋を閉め出したり、韓国型低床清掃車輛の導入を進めているが、肺がんのような職業性がんの予防対策や環境美化員の健康管理は相対的に不十分に見える。2020年2月5日 毎日労働ニュース ペ・ヘジョン記者

## ■会食の後、階段から転落して亡くなった営業職に業務上災害

製薬会社の営業社員が接待性の会食をした後、階段から転がり落ちて亡くなったケースに、業務上災害とする判決が出た。

ソウル高裁行政部は、2016年に亡くなった製薬会社の営業職労働者の遺族が提起した遺族給付と葬祭料不支給処分を取り消し訴訟で、遺族に軍配をあげた。

故人は2016年2月に病院の看護師と会社の同僚と一緒に1〜3次の会食をした後、カラオケ店入口の階段から転落した。入院治療を受けたが、その年の4月に死亡した。

公団は遺族の産災申請に「故人が親睦または私的に過剰な飲酒をした状態で発生した災害で、業務上災害とは見られない」とした。一審ソウル行政法院も同趣旨の判決で、公団と一審は、△故人が会食の前に上級者の指示を受けず、報告をしていない点、△同席した会社の同僚が該当病院の担当ではない点、△会食費用を法人カードで処理せず、出処が不明な商品券と個人カードで決済している点、△故人が飲み過ぎた点を理由に上げた。

ソウル高裁は「故人の死亡と業務の間に相当因果関係がある」と見た。「故人の業務の特性上、看護師の接待が必要で、会食の席の話題も業務に関連したものだ」とした。また「会食を先にした後での報告が許されていたし、商品券を事前に購入して使うケースも多かった」とし、「個人の決済金額は小額で、個人に支給される接待費用から大きくはみ出していない会食が、私的で任意的な集りに変質したとは見られない」と判示した。2020年2月5日 毎日労働ニュース キム・ハクテ記者

## ■麗水産業団地、死の外注化を止めろ

全南・麗水の地域市民団体が、麗水国家産業団地の大企業と政府に、「死の外注化」を

止める市民運動を始めた。3日に団地内の錦湖 P&P 化学(株)で、救助の遅れなどで 40 代の非正規職労働者が亡くなったことが発端。

麗水市民社会団体連帯会議と民主労総などは 5 日に集会を行って、「錦湖 P&P 化学の協力業者職員 M さん (49) は触媒貯蔵タンクで事故に遭って、2 時間放置された後、救急車で救助されたが亡くなった」とし、「現場の初期対応の失敗と遅れた通報など、工場内の安全監督の不良による窒息死と推定される残念な事故だ」と主張した。集会には麗水 YMCA など 17 の市民団体が参加して「麗水産団の大企業は死の外注化を中断することを約束せよ」と要求した。

麗水市などが調査した結果、M さんは高さ 5.6m、直径 2.1m 円筒形の貯蔵タンクの中に入って、固体微粒子の形の触媒剤を外部に運び出す作業中に、身体の半分が微粒子の中に引き込まれた。タンクの外にいた同僚 2 人と監督者 2 人は、事故の後すぐに連絡をせずに現場で収拾しようとしたが思い通りならず、1 時間後に 119 に通報していた。

国内最大規模の石油化学団地である麗水産団では、1970 年から 2019 年までに 346 件の爆発や事故が発生して、138 人が亡くなり、260 名が負傷した。大気汚染による被害者も 3071 人になる。

これらの団体は産団の各種事故予防のために、労働者が参加する作業現場への合同点検団の構成、麗水市と雇用労働部の透明な事故調査、業者処罰のための企業殺人法の制定を求めた。2020 年 2 月 5 日 京郷新聞 ペ・ミョンジェ記者

## ■落ちて、挟まって…今年に入って既に 58 人が事故死

2020 年が始まって 2 月 10 日までの 42

日間に、58 人の労働者が、一日 1.38 人の割合で産業災害で亡くなった。労働健康連帯が 12 日に「2020 産業災害現況」を公開した。1 月から「キム・ヨンギョン法」と呼ばれる産業安全保健法が施行され、保護されるべき労働者の範囲が拡大し、事業者の安全・保健措置義務が強化されたが、「キム・ヨンギョン」を死に追い遣った産業現場は、依然として危険だという事実を確認できる。

58 人の死を類型別に見ると、墜落によって亡くなった人が 13 人で最も多かった。キム・ヨンギョンさんのように狭窄によって亡くなった労働者も 7 人になった。雇用労働部は前日の大統領府での業務報告で、「今年の産災死亡者数を、昨年より 15.2% 少ない 725 人以下にまで、大幅に減らす」のを目標としたが、なかなか改善されない。

労働健康連帯のナム・ジュンギョ活動家は、「亡くなる労働者は、差別を受けたり、外注化で危険が増加した現場で働くなどの傾向を示している。互いに責任を押し付け合う渦中で、危険により多くばく露した」とし、「仕事のために亡くなり、差別を受けて亡くなる。このような死は企業による殺人と言うべきだ。政府は企業に実質的な産災の責任を負わせなければならない」と指摘した。2020 年 2 月 13 日 ハンギョレ新聞 キム・ワン、ペ・ジヒョン記者

## ■青年たち「21 代国会で産業技術保護法を再改正せよ」

青年たちが産業技術保護法の再改正を、21 代総選挙の公約にするように要求した。産業技術保護法は昨年国会を通過し、21 日から施行される。国家の核心技術に関する情報を原則的に外部に公開できないようにする法律で、情報公開請求などで知り得た情報を



流出しても制裁される。

青年参与連帯は11日、国会前で記者会見を行い「改正された産業技術保護法が施行されれば、今後労働者になる青年たちは、自身が有害な環境で働いているのかを尋ねることも調べることもできなくなる」、「安全な労働環境が保証されていない社会のどこに、青年たちの未来と希望はあるのか」と主張した。

改正産業技術保護法9条の2によれば、国家機関・地方自治体・公共機関などは、国家核心技術に関する情報を公開してはならない。同法34条によって、情報公開請求、産業技術に関する訴訟など、大統領令に定める業務によって産業技術に関する情報を知ようになった者が「職務上知り得た秘密」を公開すれば処罰される。このために労働・市民・社会団体は「公益的な問題提起を弾圧するための手段として悪用される」と憂慮する。

参与連帯のAさんは「労働者が作業環境を正しく知らなければ、安全な職場を作り、安全に働くことはできないと記者会見を企画した」。「私が職業病に罹った時に、堂々と原因を明らかにすることができる職場こそが、安全な労働環境」と主張した。Bさんは「適法な経路で取得した情報まで公開できないとなれば、被害者の産災立証は不可能に近くなる」と話した。Cさんは「既に現場にいる同じ年頃の青年たちと、今後労働者になって職

場を守る青年たちに代わって、ここに立っている」と話した。2020年2月12日 毎日労働ニュース カン・イエスル記者

## ■ポスコなど10社、産災で下請け労働者だけが死亡

雇用労働部は20日、元請けと下請けを合算した事故死亡万人率が元請けの事故死亡万人率よりも高い事業場10ヶ所を初めて公開した。ポスコ浦項製鉄所、サムスン電子器興工場、大宇造船海洋、現代製鉄など10社の製造事業場では、一年間に産災事故で15人の労働者が亡くなったが、すべて下請けの所属だった。公共部門では韓国鉄道公社が唯一含まれた。これらの事業場では、下請け労働者は危険にばく露したり、正しい安全管理も受けられなかった。

政府は2018年、全事業場の安全管理に元請けの役割をより強調するために、「元請け・下請け産災統合管理制」を導入したが、先ず1000人以上の製造・鉄道運送・都市鉄道運送業者に適用した。今回名前の上がった11の事業場では、2018年度に合計17人の死亡者が発生した。この内16人が下請け業者の所属だった。元請けで死亡者が出たのは鉄道公社だけだった。事故発生類型では窒息が7人で、墜落と狭窄が4人だった。

これらの事業場には下請け労働者(8万4519人)より多くの元請け労働者(9万2276人)が働いているが、死亡事故は下請け労働者だけに集中した。事故死亡万人率を元請け・下請け別に区分すれば、下請けは1.893で、元請け(0.108)の17倍だ。特に、ポスコ浦項製鉄所は4人、サムスン電子器興工場と高麗亜鉛温山精練所では、それぞれ2人の下請け労働者の死亡事故が発生した。「危

(18ページにつづく)



# 前線から

## 関西労働者安全センター 第40回総会開催

大阪

2月27日に関西労働者安全センターの40回目の総会を開催した。

あいにく、コロナウィルス対策のため全国で集会が中止され、学校が休校となる状況であり、こぢんまりとした集まりとなった。

2019年の1年間の活動を振り返り、報告を行った。

機関誌でも随時、報告しているが、2019年度は職場のパワーハラスメント対策の措置義務の法改正が行われ、それにとまなうガイドライン作りなどが労働政策審議会で議論された。初のパワハラ対策の法制化だった。複数就業者の安全衛生問題、労災保険での扱いについても検討された。またフリーランス、プラットフォームワーカーと言われる、雇用契約によらない働き方で就業する人たちが自ら、業務中の安全を訴え

るという、画期的な動きもあった。本誌先月号で紹介した、ワーバーイーツ配達員によるユニオン活動などがそうである。

今後、こういった社員というカテゴリーに入らない労働者の労働安全衛生対策にも取り組む必要がある。またアスベストによる健康被害、補償問題に取り組み、センター事務所を拠点とする中皮腫サポートキャラバン隊も活発に活動し、着実に患者さんらの輪が広がっている。全港湾の安全パトロールへの同行、連合大阪労働安全衛生センターへの協力、学習会への講師派遣など労働組合とも協力した。

役員では、熊本学院大学の中地重晴氏と全港湾大阪支部の吉馴真一氏が新たに副議長へ就任した。

記念講演は、全ての外国

人労働者とその家族の人権を守る関西ネットワーク（RINK）の早崎直美さんに「新たな外国人労働者受入、その現状と課題」と題して登壇いただいた。

日本で働く外国人労働者の現状について基礎的なことに加えて、2018年の入管法改正の流れや新しく作られた「特定技能」の在留資格について、分かりやすく話していただいた。外国人を安くて働き盛りで簡単にやめない労働力として使おうとする業界の思惑通りには、数が増えていない。外国人雇用管理指針の改定があり、外国人労働者への配慮がいくらか改善されているが、根本的に技能実習制度の不備は続いている。外国人労働者の現状は、日本の労働現場の現状を映す鏡であり、日本社会の外国人を労働者や地域の隣人として受け入れる姿勢が問われている。

2020年度も、共に協力し労働安全衛生問題に取り組んでいこう。

# 元建設労働者の給付基礎日額 特別加入で低額に

## 三重

昭和35年から平成20年まで左官として働いてきた被災者は、平成17年頃から階段を登った際に息苦しさを感じるようになり、平成19年末には左の胸から首にかけて息苦しさを覚えたことから病院で検査を受け、肺がんに罹患していることが明らかになった。病院からアスベストばく露の指摘を受け、わざわざ他の医療機関で詳しく聞き取りをした結果、たいへん詳しいばく露状況が明らかになり、間もなく労災としての療養・休業が認められるに至った。

ここまでは問題なかったが、特別加入をしていたことを理由に常用の作業員でありながら給付基礎日額が5000円と異常に少な

い。本人に対する聴取書を見ると、日給14000円で朝8時から夕方5時まで働き、休憩時間も昼の1時間に、午前10時および午後3時の10分休憩があること、親方の指示で毎日現場が決まることが記録されている。

併せて一人親方として日給5000円で特別加入していることも記されているが、どのような労働実態であったのか、所轄労働基準監督署は十分な調査を行っていなかった。むしろ、特別加入を被災者に勧めた業者が、積極的に被災者が一人親方であるという書類を提出していた。被災者としては、詳細なアスベストばく露状況を作成してくれた業者が悪いようにするとは

思っていなかったのだろう。しかし、業者の担当者が勤め先である親方の元に事業主証明を求めて訪問した時の話よく覚えていた。おそらく労働実態を知っていた業者は親方に最終ばく露事業場について尋ねに行ったか、あるいは直接最終ばく露事業場である元請に証明を求めたことでこの親方から呼び出しを受けたのかもしれない。この担当者が「あの人には二度と会いたくない」と心底疲れ切った顔で言っていたという。親方は特別加入を勧めた業者を紹介していることから、親方に対して強く言えなかったのかもしれないし、被災者自身も親切な業者が悪いようにするとは思ってもよらなかっただろう。決定から10年以上経ってしまったが、今後は審査請求を通じて日額の修正を目指していく予定である。

(16ページのつづき)

「危険の外注化」が行われたのだ。

労働部は、今年からは元請け・下請け産災統合管理制度を、500人以上の事業場にまで拡大する。2022年からは、キム・ヨンギョんさんの死亡事故で危険の外注化問題の発端

となった泰安火力発電所など、電気業にまで統合管理の対象が拡大する。2020年2月20日 京郷新聞 イ・ヒョサン記者

(翻訳：中村 猛)

# 2月の新聞記事から

**2/5** 訪問看護師や介護士らが、サービス利用者などから暴力を受ける事例が後を絶たないため、兵庫県は2020年度、看護師らが1人で訪問する際の対策費を支援する全国初の制度を始める。福祉事業者と警備会社の契約費用の一部を助成。介護現場の安全を確保し、離職防止を図る。1人で訪問する際の安全対策として、衛星利用測位システム（GPS）などを搭載した通報端末を警備会社と契約した場合、初期費用の一部を助成する。

静岡県浜松市西区のメロディー保育園で2019年12月、保育士らがバワハラなどを理由に一斉に退職した問題を受け、市は市内にある認可保育所への4月以降の対応方針を厚生保健委員会で示した。園長と保育士に向けた研修会を開き、保育事業主にはハラスメント防止対策の確認と周知を求める。研修の対象は市内の認可保育所と認定こども園、地域型保育事業所の計146施設。

ユニチカ中央研究所（宇治市）で勤務していた男性がアスベストを用いた機械の点検作業により中皮腫で死亡したとして、男性の遺族3人が国に約1400万円の賠償を求めた訴訟が、大阪地裁で和解した。男性は同研究所でナイロンなどの繊維の研究開発や試験用プラントの運転業務に従事し、機械の点検時や保温材の交換作業で石綿を吸引したという。

アスベストが原因で健康被害を受け、国との和解後に症状が悪化したり亡くなったりしたとして、元労働者と遺族の計4人が和解金との差額を支払うよう国に求めた訴訟は、大阪地裁で改めて和解が成立した。国が病状の進行を認め、請求通りの計1375万円を支払う。差額補償を求めた集団訴訟では初の和解で、同様の請求が続く可能性がある。1950～70年代に大阪府内の石綿紡織工場で働いていた女性2人と、亡くなった男女2人の遺族で別の原告1人についても、近く和解する見通し。

**2/11** 神戸市立東須磨小学校の教員同士によるいじめ問題で、市教育委員会の会議の調整に関わっていた男性が死亡した。神戸市教育委員会総務課に勤務する39歳の男性係長で、9日に兵庫県芦屋市にある橋の上から飛び降りた。また今日1日、新型コロナウイルスに関して、帰国者の受け入れ業務をしていた内閣官房の職員も自殺をはかったとみられている。

1954年の米国による太平洋ビキニ環礁での水爆実験を巡り、被ばくしたとされる元船員らが船員保険の適用を求めている問題で、高知県の元船員や遺族計9人が、全国健康保険協会に対し、不適用とした決定を取り消すよう求める訴訟を高知地裁に起こす。3月30日に提訴する。弁護士は「被ばくと疾病の発症との因果関係が争点となる」と指摘。「事実関係を明らかにしてほしいという元船員の声に応えたい」と話した。

**2/12** 福井県の不動産会社で働いていた男性が2012年に自殺したのは長時間労働による精神障害が原因として、母親が国に労災認定を求めた訴訟の判決が、福井地裁であった。裁判長は遺族補償給付などを不支給とした国の処分を取り消した。判決理由で「上司からのたびたびの叱責や2週間連続勤務など重い心理的負荷が複数あった」と指摘。自殺直前1カ月の時間外労働も100時間を超え、「適応障害の発症やその後の自殺は業務に起因する」と判断した。男性は12年6月、不動産会社の関連会社が経営する浜茶屋の副店長になり、炎天下での

長時間労働に加え、夜間や空き時間には不動産会社の仕事もこなし、精神障害を発症。同年8月に自宅で自殺した。

**2/14** 「クボタ」は2019年12月期決算発表で、同社旧神崎工場周辺の住民に対するアスベスト被害の救済金を、19年末までの1年間で新たに20人に支払ったと明らかにした。住民被害者は計341人となり、元従業員を含めた工場内外の石綿被害者は計579人。工場周辺での石綿公害が発覚してから20年6月で15年になる。住民被害者341人のうち308人が死亡。疾病別の内訳は、中皮腫330人、肺がん10人、石綿肺1人。救済金の総額は約130億円。一方、同社の元従業員で石綿疾患により、19年中に労災認定され、新たに企業補償したのは9人。計238人となり、総額約42億円を支払った。

**2/17** アニメ制作会社「マッドハウス」が労働基準監督署からは正勧告を受けた問題をめぐり、未払い残業代などについて団体交渉していた制作進行の男性社員に対して、会社側が解決金を支払った。「マッドハウス」は労使協定の上限を超える時間外労働と割増賃金の未払いがあったとして、2019年4月17日、新宿労働基準監督署からは正勧告を受けた。申告した男性は、長時間労働などで、帰宅途中に倒れて救急車で運ばれるなどした。

**2/21** 大阪市中央区のフランス料理店で働いていた調理師の男性（33）が心疾患で死亡したのは過労が原因だとして、遺族が店側に約9800万円の損害賠償を求めた訴訟で、大阪地裁は、約8400万円の支払いを命じた。裁判長は、男性の時間外労働が月約250時間に上っていたと認め、過労による免疫力低下が発症の原因だと判断した。男性は12年11月に急性心筋炎を発症し、14年6月に脳出血で死亡。判決は、男性は長時間労働による疲労や睡眠不足で免疫力が低下し、何らかのウイルスに感染して心筋炎を発症したと認定した。労働基準監督署は労災と認めなかったが、大阪地裁が19年5月、不認定処分の取り消しを命じ、国が控訴中。

**2/22** 神戸市立東須磨小学校の教諭4人が同僚の男性教諭らにいじめを繰り返していた問題で、市教育委員会は、加害教諭4人のうち30歳代の男性教諭2人を懲戒免職とする方針。ほかの加害教諭2人と前校長、現校長の計4人の懲戒処分も検討、2月中にも処分する。調査委の報告書で、4人が20歳代の男女4人の教員に計123件の嫌がらせ行為をしたと認定した。

**2/24** 和歌山県立高校の男性教諭九堀寛さん（32）が2009年に自殺したのは、恒常的な持ち帰り残業や部活動による長時間勤務でうつ病を発症したのが原因だとして、地方公務員災害補償基金和歌山県支部審査会が昨年9月に民間の労災に当たる公務災害と認定していた。審査会は、仕事との因果関係を否定した同基金和歌山県支部長の公務外決定を取り消す逆転裁決をした。持ち帰り残業、生徒の保護者からの苦情や教育困難校での生徒指導の難しさなどから強い心理的負荷があったと認めた。

北海道標津町職員の鈴木雄大さん（24）が昨年7月に長時間労働の末自殺した問題で、遺族が公務災害の認定を申請する。未殺の弁護士が1月に遺族に提出した報告書によると、亡くなる直前1カ月の時間外労働は約149時間。昨年6月は約145時間だったが、町が時間外労働を管理していた書類では53時間で、大きな開きがあった。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**  
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブル -(ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。  
■パンフレットあります。関西労働者安全センター-TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

### 「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

## Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259